

豊橋市監査公表第3号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、財政援助団体等の監査結果に基づく措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成30年5月1日

豊橋市監査委員	大須賀 俊 裕
同	木 藤 守 人
同	山 田 静 雄
同	小 原 昌 子

平成29年度 財政援助団体等監査の監査結果に基づく措置結果 (団体名:公益財団法人 豊橋文化振興財団 公表番号:3号)

対象団体及び市所管課	区分	指摘事項等 (改善又は留意すべき事項)	措置結果	措置通知年月日
豊橋文化振興財団 (「文化のまち」づくり課)	指摘事項	旅行命令兼旅費支給決裁において、常務理事専決とすべきところ事務局長専決としている決裁が見受けられたので、豊橋文化振興財団事務規則に則り適正な事務処理をされたい。	平成30年1月に、事務規則に基づく専決者及び代決の事務手続について全職員への研修を行い、周知徹底を図った。	H30.3.2
	指摘事項	予定価格書と見積書との間で、記載金額に係る消費税等の取扱いに齟齬が見受けられたので、整合を取り適正な事務処理をされたい。	平成30年1月に、比較価格欄の記載について職員研修を行い、周知徹底を図った。	
	指摘事項	電気・空調・衛生設備等運転保守業務において、建築物環境衛生管理基準に基づく測定結果が一部確認できないものが見受けられたので、業務契約の内容を確認したうえで支払手続きをするよう適正な事務処理をされたい。	平成29年12月に、環境測定結果等の点検結果報告書を財団本部へ提出するよう委託業者及び施設長に指示するとともに、本部職員に対して点検結果報告書の確認後に支払手続きを徹底するよう職員への周知徹底を図った。	
	意見	豊橋文化振興財団契約規則に関する取扱要綱において、修繕が完了した際の必要書類を一律に規定しているが、安価かつ簡易な物品の修繕にあつては、修繕内容のわかる納品書をもって完了届等とみなすなど、事務効率の向上を図るため要綱の見直しを検討されたい。	平成30年2月に、10万円以下の修繕について修繕内容のわかる納品書等をもって完了届とみなすことができるよう、契約規則に関する取扱要綱を改正した。	
	意見	ライフポートとよはし管理業務委託において、一者随意契約としているが、豊橋文化振興財団契約規則に基づく根拠規定では、理由が十分でないので、規則の見直しを含め適切な事務処理に努められたい。	平成30年2月に、豊橋文化振興財団契約規則第7条に次の号を追加し、規則を改正した。 (随意契約の範囲) 第7条 随意契約によることができる契約は、次に掲げるものとする。 (1)～(7)略 (8) 高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センターから役務の提供を受ける契約をするとき。	
	意見	仮払金の経理において、請求者の受領印が無い伝票や複数回の仮払いに対して年度末に一括して精算している例などが見受けられたので、適切な事務処理に努められたい。	平成29年12月に、経理担当職員に受領印の確認について徹底するよう指示するとともに、仮払金の一括精算を行った施設に対して、精算後に請求するよう指示した。	
	意見	ライフポートとよはしに係る備品の管理において、備品台帳の更新がされていなかったため、適切な備品管理に努められたい。	平成29年12月から、備品の取得・滅失等が発生する場合は、速やかに市へ報告するとともに、施設で管理する備品台帳を更新し、最新の台帳に基づき適切な備品管理を行うよう職員への周知徹底を図った。	
「文化のまち」づくり課	意見	文化振興事業補助金において、事業報告書からは精算対象である補助対象経費が不明確であるので、必要資料の添付を求め、適切な事務処理に努められたい。	文化振興事業補助金の報告について、事業報告書に加えて今後は補助対象経費についての積算根拠となる財務資料を添付するよう、平成29年12月豊橋文化振興財団に指示した。	H30.3.2
	意見	ライフポートとよはしに係る備品の管理において、備品台帳が更新されていなかったため、指定管理者からの報告方法を見直し必要な指導を行うとともに適切な状況把握と管理に努められたい。	ライフポートとよはしに係る備品の管理について、今後は備品の購入や欠損があった場合は速やかに報告書を提出するよう平成29年12月に指定管理者に対し指導した。また、過去に購入した備品で未報告のものについて、早急に報告書を提出するよう指示し、平成29年12月に市の備品台帳への登録を行った。	

平成29年度 財政援助団体等監査の監査結果に基づく措置結果 (団体名:公益財団法人 豊橋みどりの協会 公表番号:3号)

対象団体及び市所管課	区分	指摘事項等 (改善又は留意すべき事項)	措置結果	措置通知年月日
豊橋みどりの協会 (公園緑地課)	指摘事項	豊橋みどりの協会会計処理規則において、固定資産の定義が公益法人会計基準と相違しているなど、修正すべき個所が複数見受けられるので、規則改正を行うとともに適正な事務処理をされたい。	平成30年3月2日に開催した(公財)豊橋みどりの協会臨時理事会において、会計処理規則の規定の内、固定資産の範囲ほか複数の規定について修正及び追加する改正を行った。今後は、この規則に則り適正な事務処理を行うこととする。	H30.3.30
	指摘事項	豊橋みどりの協会契約規則において、指定管理に係る業務については無条件で随意契約でき、また、契約書の作成を省略できると規定するなど、不適切な内容が散見されるので、改正を行うとともに適正な事務処理をされたい。	平成30年3月2日に開催した(公財)豊橋みどりの協会臨時理事会において、契約規則の規定の内、随意契約の範囲及び契約書の作成の規定について指定管理者として適切な記載内容に修正したほか、複数の規定について修正及び追加する改正を行った。今後は、この規則に則り適正な事務処理を行うこととする。	
	指摘事項	豊橋みどりの協会契約規則に関する取り扱い要綱では、監督職員、検査職員とともに事務局長をもって充てるとあるが、両方を同一の者に行わせるのは好ましくないため、要綱を見直し適正な事務処理をされたい。	平成30年3月2日に開催した(公財)豊橋みどりの協会臨時理事会において、契約規則の改正を行い、監督職員はグループリーダーが、検査職員は事務局長がこれに当たると追加規定した。なお、これにより契約規則に関する取り扱い要綱は廃止した。今後は、この規則に則り適正な事務処理を行うこととする。	
	指摘事項	小型紙幣入金機、小型硬貨包装機、小型硬貨選別機、小型紙幣計算機賃貸借契約において、契約当初に機器の存在を確認していることを理由に履行確認が行われていなかったため、豊橋みどりの協会契約規則に則り適正な事務処理をされたい。	各機器の賃貸借契約に係る履行確認について、平成29年12月からは契約規則に則り適正な事務処理を行うこととした。	
	意見	豊橋みどりの協会の執行科目において、公益法人会計基準の運用指針で規定のない「備品消耗品費」を用いているので、基準に合った科目に見直し、適切な事務処理に努められたい。	勘定科目については、平成30年度収支予算書から「備品消耗品費」を公益法人会計基準の運用指針にある「消耗什器備品費」と「消耗品費」に改めた。	
	意見	豊橋みどりの協会会計処理規則において、月に1回残高証明書の高と帳簿残高を照合するよう規定しているが、通帳等により確認するなど経済的かつ効率的な事務処理となるよう規則の改正を検討されたい。	平成30年3月2日に開催した(公財)豊橋みどりの協会臨時理事会において、会計処理規則の残高照合の規定を、経済的かつ効率的な事務処理とすべく「月に1回残高証明書の残高と帳簿残高を照合」を「月に1回預貯金通帳の残高と帳簿残高を照合」に改正した。	
	意見	指定管理に係る備品の管理において、台帳に記載漏れなどの不備が見受けられたため、適切な管理に努められたい。	備品の管理については、平成29年12月から複数の職員により台帳と現物の照合を行うこととした。	
	意見	公園協力会及び街路樹愛護会の実績報告書において、点検等実施の内容が不明確であるため、様式を見直すなど適切な実績の把握に努められたい。	活動実績報告書については、適切な実績把握のため所管課の公園緑地課と協議調整のうえ様式を見直し関係団体に周知した。なお、新様式は平成30年度より適用する。	
	意見	花交流フェアに係る委託業務の仕様書において、業務の内容や安全管理に関する記載がなかったため、仕様書に明示し適切な事務処理に努められたい。	花交流フェアに係る委託業務の仕様書については、平成30年度から業務内容及び安全管理等について漏れなく記載し適切な事務処理を行うこととした。	

対象団体及び市所管課	区分	指摘事項等（改善又は留意すべき事項）	措置結果	措置通知年月日
公園緑地課	意見	豊橋みどりの協会都市緑化基金において、毎年利息相当額は活用しているが、基金残高は増え続けている状況が見られることから、基金の活用方法について、元金の活用も含め計画性を持ったものとなるよう指導されたい。	平成29年12月に再度、（公財）豊橋みどりの協会に寄附者の意向を反映するよう新たな取組計画を検討していくよう指導した。	H30. 3. 26
	意見	豊橋みどりの協会が行う公園協力会加入公園の見回り点検において、2月に報告を受けているが、点検結果が有効に活用されるように点検報告の時期、内容について見直しを図られたい。	平成29年12月から平成30年3月にかけて（公財）豊橋みどりの協会と公園協力会の要綱の見直しを行い、公園協力会の活動中に公園施設等の異常を見つけた場合、その都度、公園協力会から直接公園緑地課へ報告がくるようにし、2月に豊橋みどりの協会が行う公園協力会加入公園の見回り点検を行わなくてもいいよう事務の改善を図った。	
	意見	豊橋みどりの協会契約規則等において、不適切な内容が散見されるので、制定されている規則を確認し、適切な規則となるよう指導されたい。	豊橋みどりの協会契約規則等を確認し、平成30年3月に（公財）豊橋みどりの協会が行う理事会で議決されるよう規則の改正を指導した。	

平成29年度 財政援助団体等監査の監査結果に基づく措置結果 (団体名:豊橋まつり振興会 公表番号:3号)

対象団体及び市所管課	区分	指摘事項等 (改善又は留意すべき事項)	措置結果	措置通知年月日
豊橋まつり振興会 (観光振興課)	指摘事項	豊橋まつり振興会会計規則に規定している会計処理帳簿が備えられていなかったため、会計規則に則り関係帳簿を整備し、適正な事務処理をされたい。	平成29年11月からは、まつり振興会会計規則に則り会計処理帳等を整備するよう事務を改めた。	H29. 12. 27
	指摘事項	収入において、調定手続きを行っていないため、豊橋まつり振興会会計規則に則り適正な事務処理をされたい。	平成29年11月からは、会計規則に則り調定簿を設け、調定手続を行うよう事務を改めた。	
	指摘事項	ふるさと大使等交通費の支出において、豊橋まつり振興会会計規則等に規定のない立替払の事例が見受けられたため、適正な事務処理をされたい。	ふるさと大使等交通費の支出において、平成29年11月からは資金前渡の手続による適正な処理を行うよう事務を改めた。	
	指摘事項	資金前渡による支払いにおいて、精算がされていない事例が見受けられたため、豊橋まつり振興会会計規則に則り適正な事務処理をされたい。	資金前渡による支払いにおいて、平成29年11月からは精算額がない場合でも会計規則に則り精算手続を行うよう事務を改めた。	
	指摘事項	PLAT企画運営費において、委託料で支出すべきところ、報償費の費目で支出していたため、豊橋まつり振興会会計規則に則り、適正な事務処理をされたい。	PLAT企画運営費において、平成29年11月からは規則に則り委託料で支払手続を行うよう事務を改めた。	
	指摘事項	豊橋まつりポスター等作成委託業務において、前年度と同様の「急遽決定した業務」であることを一者随意契約理由とし実態と相違していたため、随意契約の運用に際しては随意契約理由について十分に精査し、適正な事務処理をされたい。	豊橋まつりポスター等作成委託業務において、平成29年11月からは適正な理由により一者随意契約を行うよう周知徹底した。	
	意見	委託業務等の見積書徴取において、税込み指示のものと税抜き指示のものが混在していたため、統一的な運用となるよう、適切な事務処理に努められたい。	委託業務等の見積書徴取において、平成29年11月からは税込指示に統一するよう事務を改めた。	
	意見	委託業務等の見積り合わせにおいて、見積りあて通知書には税抜き金額を記載するよう指示したにもかかわらず税込み金額の記載された見積書を徴取した事例が散見されたため、手続きの齟齬がないよう、適切な事務処理に努められたい。	委託業務等の見積り合わせにおいて、平成29年11月からは指示した通知内容に沿った見積書を徴取するなど、手続きに齟齬がないよう事務を改めた。	
	意見	まつり警備等委託業務その4において、一者随意契約理由が不十分であり、また、契約時の仕様書と見積りで配置人員に齟齬が見受けられたため、豊橋まつり振興会契約規則に沿った客観的な理由を明記するなど、適切な事務処理に努められたい。	まつり警備等委託業務において、平成29年11月からは一者随意契約とする場合の十分な理由を明記するよう改めた。また、見積り合わせ後に契約内容に変更が生じた場合には客観的な理由を明記するなど、規則に沿った適切な契約手続を行うよう事務を改めた。	
	意見	市電代行バス負担金の支出負担行為決裁書において、負担金の根拠、負担率及び意思決定を示す文書が見受けられなかったため、適切な事務処理に努められたい。	市電代行バス負担金において、平成29年11月からは負担金の根拠、負担率及び意思決定を示す文書として双方代表者による契約を結び処理するように事務を改めた。	
意見	豊橋まつり振興会会計規則及び契約規則において、規則に定めるもののほか必要な事項は豊橋市の例によることとしているが、振興会の実態に応じて資金前渡など必要事項を規則に規定し、適切な事務処理となるよう努められたい。	平成29年11月より、豊橋まつり振興会の実態に則した事務処理規程の整備を行い、適切な事務処理となるようにした。		